

昭和三十五年通商産業省令第九十七号

電気工事士法施行規則

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条、第四条第二項第一号および第三号ならびに電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第三条、第九条第二項、第十一条第一項第一号および第十二条の規定に基づき、ならびに同法および同令を実施するため、電気工事士法施行規則を次のように制定する。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号。以下「法」という）および電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（自家用電気工作物から除かれる電気工作物）備、送電線路（発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。）及び保安通信設備とする。（軽微な作業）

第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保険上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業（電気さく（定期）一次電圧三百ボルト以下であつて感電により人体に危害を及ぼすおそれがないように出力電流を制限することができる電気さく用電源装置から電気を供給されるものに限る。以下同じ。）の電線を接続するものと同一同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいし）に接続する電線（電気さくの電線及びそれ）を除く。ハ、ニ及びヲにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業

二 電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業

チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取らを取り外す作業

ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのもの）を除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器に電線を接続する作業

ハ 第一種電気工事士が從事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

ヲ 法第三条第二項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは次のとおりとする。

一次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第一号イからヲまで及びヲに掲げる

イ 電線相互を接続する作業

イ 第一種電気工事士が從事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

イ 第二条第二項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは次のとおりとする。

一次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第一号イからヲまで及びヲに掲げる

イ 第一種電気工事士が從事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

イ 第二条第二項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは次のとおりとする。

一次に掲げる作業以外の作業

イ 第二条第二項の一般用電気工作物等の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは次のとおりとする。

二 電気工事が従事する前号イ及び口に掲げる作業を補助する作業

（特殊電気工事）

第二条の二 法第三条第三項の自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特種なものは、次のとおりとする。

一 ネオノン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タームスイッチ、点滅器、ネオノン変圧器、ネオノン管及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「ネオノン工事」という。）

二 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」という。）

三 支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、特種電気工事資格者が從事する特殊電気工事の作業を補助する作業とする。

四 電気回路の計算

五 交流電気の基礎概念

六 导体及び絶縁体

七 抵抗

八 電流、電圧、電力及び電気

九 電気機器及び配線器具の構成及び性能

十 電気機器と配線器具の接続

十一 電気工事用の材料の材質及び用途

十二 電気工事用の工具の用途

十三 電気回路の計算

十四 電気機器の構成及び性能

十五 電気機器及び配線器具の接続

十六 電気工事用の材料の材質及び用途

十七 電気工事用の工具の用途

十八 電気機器の構成及び性能

十九 電気回路の計算

二十 電気機器及び配線器具の接続

二十一 電気工事用の材料の材質及び用途

二十二 電気工事用の工具の用途

主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となつた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に五年以上従事していたもの

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの

三 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

四 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの

五 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

六 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの

七 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

八 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると明らかに認められる者であつて、経済産業大臣が定める資格を有するもの

九 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十一 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十二 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十三 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十四 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十五 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十六 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十七 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十八 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

十九 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

二十 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

二十一 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

二十二 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

二十三 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

二十四 第二種電気工事たるに必要な知識及び技能に関する課程

配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物等の保安に関する法令	一 法、令及びこの省令を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号） 二 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第三百二十四号） 三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号） 四 気用品安全法施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）、電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）
実習	十五
一 電線の接続	十七年通商産業省令第八十四号
二 電線工事	七年通商産業省令第八十四号
三 電気機器及び配線器具の設置	七年通商産業省令第八十四号
四 配線工事	七年通商産業省令第八十四号
五 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法	七年通商産業省令第八十四号
六 接地工事	七年通商産業省令第八十四号
七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定	七年通商産業省令第八十四号
八 一般用電気工作物等の検査	七年通商産業省令第八十四号
九 一般用電気工作物等の故障箇所の修理	七年通商産業省令第八十四号

第三条の三 法第四条第四項第二号の指定を受けた者（以下この条において「養成施設設置者」という。）は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第一の二による届出書一通及びその写し一通を經濟産業大臣に提出しなければならない。
一 養成施設の名称又は所在地
二 養成施設の長の氏名
三 養成期間
四 生徒の定員
五 養成施設で実施する科目又は時間数
六 養成施設の教員
七 養成施設設置者は、養成施設を廃止したときは、様式第一の三による届出書一通及びその写し一通を經濟産業大臣に提出しなければならない。
八 前二項の届出は、当該届出に係る当該養成施設の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由してしなければならない。ただし、当該届出を行なう場合は、この限りでない。
九 第二種電気工事事務の認定（第二種電気工事事務の認定の基準）
十 第二種電気工事事務の認定（第二種電気工事事務の認定の手続）

特殊電気工事の種類	非常用電気工事の種類	常用電気工事の種類	常用電気工事の種類
一 電気工事士であつて、電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付を受けた後、一般用電気工作物等又は電気事業法第三十八条第四項に規定する自家用電気工作物に係る工事のうちネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備を設置し、又は変更する工事に關し五年以上の実務の経験を有し、かつ、經濟産業大臣が定めるネオン工事に関する講習（以下「ネオン工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者	二 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、經濟産業大臣が定めるネオン工事に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に合格した者	三 旧電気工事人取締規則（昭和十年通信省令第三十一号）による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は同法第二十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上從事しているもの	四 第二種電気工事事務の認定（第二種電気工事事務の認定の基準）
二 職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）による職業訓練指導員免許（職種が電工であるものに限る。）を受けている者のうち、同法第二十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上從事しているもの	一 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、電気工作物に係る工事のうち、通常予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらに付随する附属設備を設置し、又は変更する工事に關し五年以上の実務の経験を有し、かつ、經濟産業大臣が定める非常用予備発電装置工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者	三 旧電気工事人取締規則（昭和十年通信省令第三十一号）による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は同法第二十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上從事しているもの	四 第二種電気工事事務の認定（第二種電気工事事務の認定の手続）
三 旧電気工事人取締規則（昭和十年通信省令第三十一号）による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は同法第二十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上從事しているもの	一 電気工事士であつて、免状の交付を受けた後、電気工作物に係る工事のうち、通常予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらに付隨する附属設備を設置し、又は変更する工事に關し五年以上の実務の経験を有し、かつ、經濟産業大臣が定める非常用予備発電装置工事資格者認定講習」という。）の課程を修了した者	三 旧電気工事人取締規則（昭和十年通信省令第三十一号）による免許を受けた者であつて、昭和二十五年一月一日以降屋内配線又は同法第二十二条第三項第一号に該当する者又は同項第三号に該当する者で公共職業訓練又は認定職業訓練の実務に一年以上從事しているもの	四 第二種電気工事事務の認定（第二種電気工事事務の認定の手続）
四 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者（特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定の基準）	二 法第四条第四項第三号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第二条の五各号のいずれかに該当する者であることとを證明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。	三 法第四条第四項第三号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第二条の五各号のいずれかに該当する者であることとを證明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。	四 法第四条第四項第三号の認定を受けようとする者は、様式第一の四による申請書に第二条の五各号のいずれかに該当する者であることとを證明する書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

第五条の二 法第四条の二第三項の認定を受けようとする者は、様式第一の五による申請書に第四条の二第一項の表の上欄に掲げる特殊電気工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄の各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。
二 法第四条の二第四項の認定を受けようとする者は、様式第一の五による申請書に第四条の二第二項各号のいずれかに該当する者であることとを證明する書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。
三 法第四条の二第四項の認定を受けようとする者は、様式第一の五による申請書に第四条の二第二項各号のいずれかに該当する者であることとを證明する書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。
四 法第四条の二第四項の認定を受けようとする者は、様式第一の五による申請書に第四条の二第二項各号のいずれかに該当する者であることとを證明する書類を添えて、産業保安監督部長に提出しなければならない。

(免状の交付の申請)

第六条 免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者があつては法第四条各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の二に該当する者であることを証明する書類及び写真を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四条第三項第一号又は同条第四項第一号若しくは第一号に該当する者があつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二 法第四条第三項第二号又は同条第四項第三号に該当する者があつては、当該各号の認定を行った都道府県知事

2 都道府県知事は、住民基本台帳法 昭和四十年法律第八十一号)第三十三条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しの他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類(以下「住民票の写し等」という)。(有効期間又は有效期限のあるものがあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日前六ヶ月以内に作成されたものに限る)を提出させることができる。

(免状の様式)

第七条 第一種電気工事士免状は様式第三に、第二種電気工事士免状は様式第三の二によるものとする。

(免状の再交付の申請)
第八条 令第四条第一項の免状の再交付を申請しようとする者は、様式第四による申請書に写真を添えて提出しなければならない。

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により免状の書換えを申請しようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができる。この提出しなければならない。

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により免状の書換えを申請しようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に該当する者があつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(認定証の交付の申請)

第九条の二 法第四条の二第一項の特種電気工事資格者認定証又は認定電気工事従事者認定証(以下「認定証」という。)の交付を受けようとする者は、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者には、様式第三項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三項に規定する者であることを証明する書類及び写真を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四条第三項第一号又は同条第四項第一号若しくは第一号に該当する者にあつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第四条第三項第二号又は同条第四項第三号に該当する者があつては、当該各号の認定を行った都道府県知事

2 都道府県知事は、住民基本台帳法昭和四十年法律第八十一号)第三十三条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しの他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類(以下「住民票の写し等」という)。(有効期間又は有效期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受けたものに限る)を提出させることができる。

(認定証の記載事項)
第九条の三 認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 認定証の種類(特種電気工事資格者認定証にあっては、第二条の二第一項各号に掲げる特殊電気工事の種類を含む。第十一条第一項第一号において同じ。)

二 認定証の交付番号及び交付年月日

三 氏名及び生年月日

(認定証の再交付)

第九条の四 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証を汚し、損じ、又は失つたときは、当該認定証を交付した産業保安監督部長にその再交付を申請することができる。この場合において、当該特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、様式第五の三による申請書に写真を添えて、当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

2 認定証を汚して前項の申請をするときは、申請書に当該認定証を添えて提出しなければならない。

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により免状の書換えを申請しようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができる。この提出しなければならない。

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により免状の書換えを申請しようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の書換えを申請しようとする者に該当する者があつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(認定証の書換え)

第九条の五 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者は、認定証の記載事項に変更を生じたときは、様式第五の四による申請書に書換えの理由を証明する書類及び認定証を添えて、当該電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者には、様式第五の二による申請書に、特種電気工事資格者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三項に、認定電気工事従事者認定証の交付を受けようとする者にあつては同条第三項に規定する者であることを証明する書類及び写真を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。

一 法第四条第三項第一号又は同条第四項第一号若しくは第一号に該当する者にあつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第四条第三項第二号又は同条第四項第三号に該当する者があつては、当該各号の認定を行った都道府県知事

2 都道府県知事は、住民基本台帳法第三十条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しの他の住所、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類(以下「住民票の写し等」という)。(有効期間又は有效期限のあるものにあつては、都道府県知事が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長が提出を受けたものに限る)を提出させることができる。

(認定証の返納)
第九条の六 法第四条の二第六項の規定により認定証の返納を命ぜられた者は、遅延なく、返納を命じた産業保安監督部長にこれを返納しなければならない。

2 産業保安監督部長は、法第四条の二第六項の規定により特種電気工事資格者又は認定電気工事従事者に対し認定証の返納を命じたときは、その旨を経済産業大臣に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、その旨を同項の産業保安監督部長以外の産業保安監督部長に通知しなければならない。

(認定証の様式)
第九条の七 特種電気工事資格者認定証は様式第五の五に、認定電気工事従事者認定証は様式第五の六によるものとする。

五の六によるものとする。

(やむを得ない事由)
第九条の八 法第四条の三の経済産業省令で定められるやむを得ない事由は、次のとおりとする。

一 海外出張をしていたこと。

二 疾病にかかり、又は負傷したこと。

三 災害に遭つたこと。

四 法令の規定により身体の自由を拘束されていたこと。

五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じたこと。

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣がやむを得ないと認める事由があつたこと。

(指定の申請)
第九条の九 法第四条の三の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。(申請書及び添付書類)

申請書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、認定証を発見したときは、遅滞なく、認定期間の再交付を受けた産業保安監督部長にこれを提出しなければならない。

指定を受けようとする日の四月前までに、経済産業大臣に提出して行うものとする。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは收支計算書並びに事業報告書又はこれらに準ずるもの(法第四条の三の指定を受けようとする者が当該申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合には、その設立時における財産目録又はこれらに準ずるもの)

三 申請の日を含む事業年度における事業計画書

四 法第四条の三の指定後二年間の財政計画及びこれに伴う收支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 法第四条の三の指定後五年間の同条の自家用電気工作物の保安に関する講習(以下「定期講習」という。)に係る業務(以下「定期講習業務」という。)の実施に関する計画書

七 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 定期講習業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第九条の十一 経済産業大臣は、第九条の九の申請を行つた者が次の各号に適合していると認めるとときは、その指定を行ふものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 第九条の二十一の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ロ その業務を行う役員のうちに法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から二年を経過しない者がある者

二 職員、設備、定期講習業務の実施の方法その他の事項についての定期講習業務の実施に關する計画が、定期講習業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の定期講習業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 法人であること。

五 定期講習業務以外の業務を行つていている場合には、その業務を行うことによつて定期講習提出しなければならない。

業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

2 指定は、指定講習機関指定簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 指定年月日及び指定番号
- 二 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地

経済産業大臣は、法第四条の三の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定講習機間に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定講習機関の名称等の変更の届出）

（第九条の十二）指定講習機関は、第九条の十一第二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、様式第五の八の指定講習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（指定の更新）

第九条の十三 法第四条の三の指定は、五年」とにしてその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第九条の九から第九条の十一までの規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第九条の十中「様式第五の七」とするには、「様式第五の九」と読み替えるものとする。（承継）

第九条の十四 指定講習機関が当該指定に係る事業（以下「指定事業」という。）の全部を譲渡し、又は指定講習機関について合併若しくは分割（指定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、指定事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定事業の全部を承継した法人は、指定講習機関の地位を承継する。ただし、指定事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により指定事業の全部を承継した法人が第九条の十一第一号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定講習機関の地位を承継した法人は、遅滞なく、様式第五の十による届出書に

出書に次の各号に掲げる添付書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前項の規定により指定事業の全部を譲り受けた指定講習機関の地位を承継した者にあつては、その法人の定款及び指定事業の全部の定款及び登記事項証明書

二 前項の規定により合併によつて指定講習機関の地位を承継した者にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書

三 前項の規定により分割によつて指定講習機関の地位を承継した法人にあつては、指定事業の全部の承継があつたことを証する書面、その法人の定款及び登記事項証明書

（定期講習実施の義務）

第九条の十五 指定講習機関は、公正に、かつ、次の各号に掲げる基準に適合する方法により定期講習を行わなければならない。

- 一 每事業年度、各都道府県ごとにそれぞれ同一以上行うこと。
- 二 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる条件のいずれかに適合する講師により、同表の第四欄に掲げる時間以上に講義により行うこと。

科目	内 容	講 師	間 時
自家用電気工作物の保全に関する法律	第一種電気工事士であつて、第一種電気工事士であつて、第一種電気工事士で受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。		二
内正及び要の法関係の改概及他の令	電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。		二
内正及び要の法関係の改概及他の令	電気工事士免状の交付を受けた後、第二条の四第一項に規定する電気に関する工事に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。		二

自家用電気工作物の保全に関する法律	内 容	自家用電気工作物の保全に関する法律	二
因のび故る関事あるに作氣用自原そ及事すに工電係物工電家	内 容	内 容	二

自家用電気工作物の保全に関する法律	内 容	自家用電気工作物の保全に関する法律	二
因のび故る関事あるに作氣用自原そ及事すに工電係物工電家	内 容	内 容	二

三 不正な受講を防止するための措置を講じること。

四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教材（以下「教材等」という。）を用いること。

五 教材等（視聴覚教材を用いる場合にあつては視聴覚教材を除く。）は、受講者に配布すること。

六 講師は、講義中にされた講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

七 一の定期講習の受講者の数は講師一人につきおおむね二百人以下であること。

八 次条第一項の規定により届け出た同項に規定する定期講習業務規程を遵守すること。

九 定期講習の受講手数料が、定期講習業務の適正な実施に必要と認められる額であること。

十 定期講習の受講手数料は全国的に統一して定めること。

十一 定期講習業務以外の業務を行う場合については、当該業務が定期講習業務と誤認されるおそれがある表示その他の行為をしてしないこと。

十二 定期講習機関は、定期講習終了後、第一種電気工事士免状の所定欄に受講年月日及び受講場所を記載し、並びに指定講習機関の認印等を付さなければならない。

十三 指定講習機関は、毎事業年度、各都道府県において予想される受講を希望する第一種電気工事士の受講の機会を確保するよう努めなければならない。

十四 指定講習機関が行う講習が第一項各号の基準に適合していないと認めるとき、又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該指定講習機関に対し、定期講習の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（定期講習業務規程）

第九条の十六 指定講習機関は、定期講習業務に関する規程（以下「定期講習業務規程」といふ。）を定め、様式第五の十一による届出書に

当該届出に係る定期講習業務規程を添えて、当該業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、様式第五の十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

定期講習業務規程には、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならぬ。

- 一 定期講習の申込方法 実施場所、実施体制
- 二 その他定期講習の実施の方法に関する事項
- 三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関する事項
- 四 科目別担当講師の選任及び解任に関する事項
- 五 定期講習業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 定期講習業務の内容に係る訂正に関する事項
- 七 その他定期講習業務の実施に関し必要な事項

経済産業大臣は、第一項の規定による定期講習業務規程が定期講習業務の適正かつ確実な実施を図るため適當でないと認めるときは、指定講習機関に対し、定期講習業務規程を変更すべきことを勧告することができる。
(定期講習の廃止)

第九条の十七 指定講習機関は、指定事業を廃止しようとするときは、廃止日の日の一年前までに、様式第五の十三による届出書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

第九条の十八 指定講習機関は、毎事業年度開始前に、(法第四条の三の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅延なく)、その事業年度の定期講習の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、様式第五の十四による届出書に当該届出に係る実施計画を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(定期講習受講者等の報告)
第九条の十九 指定講習機関は、事業年度経過後遅滞なく、様式第五の十五による定期講習結果報告

書に、受講者の氏名、生年月日及び第一種電気工事士免状の免状番号並びに講習修了の年月日を記載した受講者一覧表を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

定期講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度に実施した定期講習業務に関する事項について経済産業大臣に報告しなければならない。

定期講習の実施の日時、場所、受講者数並びに科目別担当講師の氏名及び略歴

定期講習業務の実施に係る収支決算

その他必要な事項
(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第九条の二十 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これららのものが電磁的記録(電子的方法、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならぬ。

定期講習受講者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されたているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されたているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示できるものに限る。により提供するこ

との請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

第九条の二十一 経済産業大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができること。

一 第九条の十一第一項第一号に適合しなくなつたとき。

二 第九条の十一第三項、第九条の十五第四項又は第九条の十六第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第九条の十二、第九条の十四第二項、第九条の十六第一項、第九条の十七又は第九条の十八第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第九条の十九第一項、第二項又は次条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第九条の二十第一項の規定に違反したとき。

六 正當な理由がないのに第九条の二十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 第九条の二十三第二項の規定による公示を行わなかつたとき。

八 不正の手段により法第四条の三の指定を受けたとき。
(報告の徵収)

第九条の二十二 経済産業大臣は、定期講習の実施に必要な限度において、指定講習機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

第九条の二十三 経済産業大臣は、定期講習の実施に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。

法第四条の三の指定をしたとき。	一 指定年月日	二 指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地
------------------------	----------------	---------------------------------	-------------------------------

第九条の二十四 経済産業大臣は、定期講習の実施するもののか、定期講習の実施に關する事項をあらかじめ公示しなければならない。

第十一条 令第八条第二項の経済産業省令で定める第一種電気工事士試験の学科試験の科目の範囲は、次の表のとおりとする。
(学科試験の科目の範囲)

科目	理論する基礎	範囲	三 定期講習業務を行う事務所の名称及び所在地
電気に関する基礎	一 電流、電圧、電力及び電気抵抗	二 導体及び絶縁体	三 変更する事項

配電理論 及び配線		設計	配電方式	交流電気の基礎概念 電気回路の計算
一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の保安に関する法令	一般特性構造及び基礎的な電施設の変更	配線図	法の検査方	電気工事の施工方
二 電気事業法、電気事業法施行令(昭和四十年政令第二百六号)、電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)	一 法、令及びこの省令項	発電施設、送電施設及び変電施設の種類、役割その他の基礎的な事項	法の検査方	自家用電気工作物の検査方法
三 電線路	三 配線	電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途	電気工事用の工具の用途	電気工事用の工具の材質及び用途
四 電気回路の計算	四 電気応用	一 電気機器、蓄電池及び配線器具の構造、性能及び用途	二 電気工事用の工具の材質及び用途	三 電気工事用の工具の材質及び用途

<p>(指定の申請)</p> <p>第十三条 法第七条第二項の規定により申請をしようとする者は、様式第六の指定試験機関指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 定款及び登記事項証明書 二 最近の事業年度末における財産目録及び貸借対照表 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書 四 次の事項を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> イ 役員の氏名及び履歴並びに一般社団法人においては社員の氏名又は名称 ロ 事務所の所在地 ハ 試験事務の実施の方法に関する計画 ニ 試験員の選任に関する事項 ホ 試験事務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要 <p>(事務所の変更)</p> <p>第十三条の二 指定試験機関は、事務所の所在地を変更しようとするときは、様式第七の事務所変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>(試験事務規程)</p> <p>第十三条の三 法第七条の四第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項 二 事務所の名称及びその事務所が試験事務を行う区域 三 手数料の収納の方法に関する事項 四 試験の実施の方法に関する事項 五 合格通知書の発行に関する事項 六 試験員の選任及び解任に関する事項 七 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 	<p>三 電気機器及び配線器具の設置</p> <p>四 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法</p> <p>五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け</p> <p>六 接地工事</p> <p>七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定</p> <p>八 一般用電気工作物等の検査</p> <p>九 一般用電気工作物等の故障箇所の修理</p>
---	--

八 試験事務に関する書類の保存に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、試験事務に関する必要な事項

2 指定試験機関は、法第七条の四第一項の規定により試験事務規程の設定の認可を受けようとするときは、様式第八の試験事務規程設定認可申請書に試験事務規程の案を添えて提出しなければならない。

3 指定試験機関は、法第七条の四第一項の規定により試験事務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第九の試験事務規程変更認可申請書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
(試験事務の休廃止)

第十三条の四 指定試験機関は、法第七条の五の許可を受けようとするときは、様式第十の試験事務休止(廃止)許可申請書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(事業計画等)

第十三条の五 指定試験機関は、法第七条の六第一項の規定により事業計画及び收支予算の認可を受けようとするときは、様式第十一の事業計画及び収支予算認可申請書に事業計画書及び收支予算書を添えて提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第七条の六第一項の規定により事業計画及び収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第十二の事業計画(收支予算)変更認可申請書に変更の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。
(役員の選任及び解任)

第十三条の六 指定試験機関は、法第七条の七の認可を受けようとするときは、様式第十三の役員の選任又は解任認可申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(試験員の要件)

第十三条の七 法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(第三号の事務を除く。)を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。	
附 則 (昭和四〇年六月一五日通商産業省令第五号) 抄 この省令は、法の施行の日 (昭和四十年七月一日) から施行する。	
附 則 (昭和四〇年六月一五日通商産業省令第六号) 抄 この省令は、電気事業法 (昭和三十九年法律第一百七十号) の施行の日 (昭和四十年七月一日) から施行する。	
附 則 (昭和四〇年六月一〇月三〇日通商産業省令第一〇三号) 抄 この省令は、法の施行の日 (昭和四十五年十一月二十一日) から施行する。	
附 則 (昭和五九年一月二六日通商産業省令第八五号) この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。 昭和五十九年十一月三十日において電気工事士試験に合格している者に係る電気工事士免状の交付の申請については、なお従前の例による。	
附 則 (昭和六三年九月一通商産業省令第四一号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成一三年三月二一日通商産業省令第二七号) この省令は、平成十三年一月六日から施行する。	
附 則 (平成一三年五月二日通商産業省令第一五九号) この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成一五年三月三一日通商産業省令第四二号) この省令は、公布的である。	
附 則 (平成一六年六月一一日通商産業省令第一〇一号) この省令は、電気事業法の一部を改正する法律 (平成七年法律第七十五号) の施行の日 (平成七年十二月一日) から施行する。	
附 則 (平成七年一二月一日通商産業省令第一〇一号) この省令は、電気事業法の一部を改正する法律 (平成七年法律第七十五号) の施行の日 (平成七年十二月一日) から施行する。	
1 この省令は、電気工事士法施行規則の様式及び電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則に基づく用紙については、平成八年三月三十日までの間は、これを使用することができる。	
附 則 (平成九年三月二七日通商産業省令第三九号) 抄 この省令は、公布の日から施行する。	
1 この省令は、法の施行の日 (昭和四十年七月一日) から施行する。	
附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄 この省令は、平成十年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一一一年四月一一日通商産業省令五六号) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一二年三月三〇日通商産業省令第五〇号) この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成一二年四月一一日通商産業省令第一六号) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一二年四月一一日通商産業省令第一八号) この省令は、平成十二年四月一日から施行する。	
1 この省令は、不動産登記法の施行の日 (平成十七年三月七日) から施行する。	
附 則 (平成一七年三月一日経済産業省令第二号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の表の改正規定及び第十条第一項の表の改正規定は、平成九年六月一日から施行する。	
1 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日 (平成二十年十二月一日) から施行する。	
附 則 (平成二〇年一二月一日経済産業省令第一一号) この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成二〇年一二月三日経済産業省令第八六号) この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。	
附 則 (平成二一年二月一日経済産業省令第四四号) この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。	
附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四五号) この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成三〇年七月一三日経済産業省令第四五三号) この省令は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成三〇年七月一三日経済産業省令第五三号) この省令は、公布の日から施行する。	
この省令は、不動産登記法の施行の日 (平成十七年三月七日) から施行する。	
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行する。	
附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行する。	
附 則 (令和元年九月二日経済産業省令第三五号) この省令は、公布の日から施行する。	
1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日 (令和元年七月一日) から施行する。	
附 則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号) この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。	
附 則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号) この省令は、公布の日から施行する。	
1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている書類 (第九十一条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。) は、この省令による改正三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときには、必要な措置を講ずるものとする。	
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙 (第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。) については、	

当分の間、これを取り繕つて使用する」とがで
きる。

附則（令和三年二月一〇日経済産業省
令第三号）

この省令は、令和三年四月一日から施行す
る。

附則（令和三年三月一〇日経済産業省
令第一二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行す
る。

附則（令和三年三月三〇日経済産業省
令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行す
る。

附則（令和三年三月三〇日経済産業省
令第二号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年四月一日から施行す
る。

（経過措置）

2 第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士
免状並びに特種電気工事資格者認定証及び認定
電気工事従事者認定証の様式については、この
省令による改正後の規則様式第三及び様式第三
の二並びに様式第五の五及び様式第五の六にか
かわらず、令和五年三月三十日までの間は、な
お従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正
前の規則様式第三若しくは様式第三の二により
交付若しくは再交付されている電気工事士免状
又はこの省令による改正前の規則様式第五の五
若しくは様式第五の六により交付若しくは再交
付されている特種電気工事資格者認定証若しく
は認定電気工事従事者認定証は、この省令の施
行後においてもなお効力を有する。

附則（令和四年二月一四日経済産業省
令第三三号）

この省令は、令和四年四月一日から施行す
る。

附則（令和四年一一月三〇日経済産業
省令第八八号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、電気事業法施行令の一部を
改正する政令（令和四年政令第三百六十一号）
の施行の日（令和四年十二月一日）から施行す
る。

附則（令和四年一二月一四日経済産業
省令第九六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正
する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一

附則（令和五年七月五日経済産業省令
令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年一二月二八日経済産業
省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

様式第1（第3条の2関係）	
条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。	
附則	（令和四年一二月一四日経済産業省令第九六号）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。	
（様式第1（第3条の2関係））	

規定を下の様式、方略等		
6. 建物	区分	所有・使用方法
区		個人
7. 建物において使用する電気工事用工具及び検査器具の保有状況	備考	備考
（備考）		

規定を下の様式、方略等		
6. 建物	区分	所有・使用方法
区		個人
7. 建物において使用する電気工事用工具及び検査器具の保有状況		
備考	備考	備考

（備考）

様式第1の2（第3条の3関係）

様式第1の2（第3条の3関係）	
（甲）請款書	
第二種電気工事士実務認定登録者登録年月日	
氏名：高橋 大輔 職業：設備工	
性別：男 手記にて代用者登録	
監理工事の実務登録年月日	
監理工事の実務登録年月日	
（備考）この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

様式第1の3（第3条の3関係）

様式第1の3（第3条の3関係）	
（甲）請款書	
第二種電気工事士実務認定登録者登録年月日	
氏名：高橋 大輔 職業：設備工	
性別：男 手記にて代用者登録	
監理工事の実務登録年月日	
監理工事の実務登録年月日	
（備考）この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

様式第1の4（第5条関係）

様式第1の4（第5条関係）	
（甲）請款書	
第二種電気工事士実務認定登録者登録年月日	
氏名：高橋 大輔 職業：設備工	
性別：男 手記にて代用者登録	
監理工事の実務登録年月日	
監理工事の実務登録年月日	
（備考）この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

様式第1の5（第5条の2関係）

様式第1の5（第5条の2関係）	
（甲）請款書	
第二種電気工事士実務認定登録者登録年月日	
氏名：高橋 大輔 職業：設備工	
性別：男 手記にて代用者登録	
監理工事の実務登録年月日	
監理工事の実務登録年月日	
（備考）この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

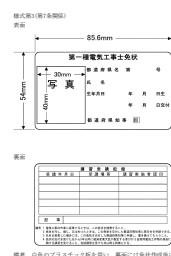
様式第2（第六条関係）

様式第2(第6条関係)

電気工事士免状交付申請書	
年月日	
郵送料附加申願	
申請者	姓 名 性別 生年月日 年齢
電気工事士免状の規定により、種々な上手な免状の交付を受けているので、改ざんをおこさず願う。	
◎電気工事士免状を	<input type="checkbox"/> 第一種電気工事士免状合格人。 <input type="checkbox"/> 第二種電気工事士免状合格人。 <input type="checkbox"/> 施工規則合格人。 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状
交付する資格	<input type="checkbox"/> 第一種電気工事士免状合格人。 <input type="checkbox"/> 第二種電気工事士免状合格人。 <input type="checkbox"/> 施工規則合格人。 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状
記入欄	付 属 書 類 其 他 欄

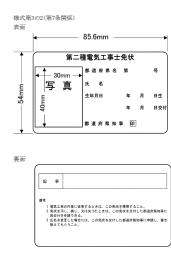
(備考)
 1 この荷物の大きさは、日本通運規格A4とする。
 2 この荷物の大きさを超過する場合は、これと並用する封筒を添付すること。
 3 到着地には、法人名を記入すること。
 4 この申請書には、送り物取扱い規則基準が定める30kgの範囲に規定する本人職業登録欄に「□」を記入する。この申請書は、送り物取扱い規則基準の規定によるものであつて、郵便料金が郵便局の規定により算出されたものに限る。(及び写真に申請書提出の日以降に記入した個人セイシメートル、體2セシメートルのもので、表面に氏名を記入すること。)を添付すること。

様式第3（第七条関係）



(備考) 白色のプラスチック板を用い、裏面に免状作成後に記入する文字及び細印が容易に消えない処理を施すこと。

様式第3の2（第七条関係）



(備考) 白色のプラスチック板を用い、裏面に免状作成後に記入する文字が簡単に消えない処理を施すこと。

様式第4(第8条関係)
電気工事士准用資格交付申請書

郵送料附加書類	申請者 佐 <input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
氏 <input type="text"/>		生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/>
電気工事士法施行令第66条の規定により電気工事士准用資格の交付を受けたいこと、 次のとおり申告します。		
氏 <input type="text"/> の 権 券	<input type="checkbox"/> 有効な交付年月日	
有効な交付年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
① 有証交付する理由 1. 電気工事をした。 2. 電気工事をした。		
② 有証を失った。 3. 有証を失った。		
第 一 号	付 簿	年 周

様式第5(第9条関係)
電気工事士准用資格交付申請書

郵送料附加書類	申請者 佐 <input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
氏 <input type="text"/>		生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/>
電気工事士法施行令第66条の規定により、電気工事士准用資格を次のとおり申請しま す。		
氏 <input type="text"/> の 権 券	<input type="checkbox"/> 有効な交付年月日	
有効な交付年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
① 有証交付する理由 1. 電気工事をした。 2. この申請者は、郵送料附加書類が民基本法第30条の規定に規定する本人確 認書類を提出することができるといたゞく、審査者の理由を説明する書類を述べてこ と。 3. 有証には、記入しないこと。		
② 有証を失った。 4. 有証を失った。		
第 二 号	付 簿	年 周

様式第5(2)(第9条の2関係)
特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格交付申請書

郵送料附加書類	申請者 佐 <input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
氏 <input type="text"/>		生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/>
電気工事士法施行令第66条の規定により、特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格の交付を受けたい こと、次のとおり申告します。		
氏 <input type="text"/> の 権 券	<input type="checkbox"/> 有効な交付年月日	
有効な交付年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
① 有証交付する理由 1. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有し、かつ、經濟能 性及び技術的実績を有する。 2. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 3. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有し、かつ、經濟能 性及び技術的実績を有する。 4. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 5. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 6. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 7. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 8. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 9. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 10. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 11. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 12. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 13. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 14. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 15. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 16. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 17. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。		
② 有証を失った。 18. 上記から2つまでのうち、何枚以上の書類及び印鑑を失した。 19. 被セイシメートルなもので、裏面に氏名を記入すること。 20. 有証を失った。		
第 一 号	付 簿	年 周

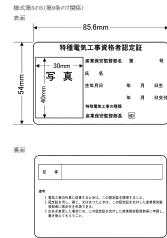
様式第5(3)(第9条の4関係)
特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格交付申請書

郵送料附加書類	申請者 佐 <input type="text"/>	年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
氏 <input type="text"/>		生年月日 <input type="text"/> <input type="text"/>
電気工事士法施行令第66条の規定により、特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格の交付を受 けたいこと、次のとおり申告します。		
第 一 号	付 簿	年 周
第 二 号	付 簿	年 周
① 有証交付する理由 1. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有し、かつ、經濟能 性及び技術的実績を有する。 2. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 3. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有し、かつ、經濟能 性及び技術的実績を有する。 4. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 5. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 6. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 7. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 8. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 9. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 10. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 11. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 12. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。		
② 有証を失った。 13. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 14. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。 15. 特種電気工事事業の運営する特種電気工事業者認定用電気工事士准用資格を有する。		
第 三 号	付 簿	年 周

様式第5の4(第9条の5関係)

特種電気工事資格者 認定電気工事従事者	
年 月 日	
申請者 芝 田 一郎	
氏名 年齢 生年月日 年 月 日	
電気工事士技術規則附則9条の規定により 特種電気工事資格者 認定電気工事従事者 認定試験の通過をも つてのときは申請する。	
専門的知識	
実務経験の有無	
認定試験会合の有無 年 月 日	
小計 種別 备考	
申請者	申請者

(備考)
 1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
 2 この申請書には、事業実務経験が民法第36条の規定による被定する未
成年者で申請する場合に限り記入することとする。
 3 ㊞欄には、記入しないこと。
 4 特種電気工事資格者認定電気工事従事者の場合は、認定試験の欄には、特殊
電気工事技術規則(小字で記載)すること。



(備考) 白色のアクリル板を用い、裏面には認定操作成後に記入する文字が容易に消え
ない処理を施すこと。



(備考) 白色のアクリル板を用い、裏面には認定操作成後に記入する文字が容易に消え
ない処理を施すこと。

様式第5の7(第9条の10関係)

認定電気工事従事者認定書	
年 月 日	
申請者 芝 田 一郎	
氏名 年齢 生年月日 年 月 日	
電気工事士技術規則附則9条の規定により他のよりおり電気工事士の認定 試験を受けた者は、その試験結果をもつてこの認定試験の結果とみなす。	
認定試験会合の開催日 年 月 日	
(備考) 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。	

様式第5の8（第9条の12関係）（契約者名印・蓋印、交付者名印・印を捺すもの）

□ 指定講習会実施報告書
年 月 日

基幹事業大臣 聞

件 照
名前及び代表者の氏名

■ 建設工事に付帯する講習会を各会員に開き、より利便を受けた旨を記載せよ。

1. 施設講習会実施の旨
2. 施設の名称
3. 施設の所在地

資料の 内 容	実 施 の 内 容
---------	-----------

（備考）この用紙の大きさは、日本建築協会A4とすること。

様式第5の9（第9条の13関係）（契約者名印・蓋印、交付者名印・印を捺すもの）

□ 指定講習会実施報告書
年 月 日

基幹事業大臣 聞

件 照
名前及び代表者の氏名

■ 建設工事に付帯する講習会を各会員に開き、より利便を受けた旨を記載せよ。

1. 施設講習会実施の旨
2. 施設の名称

（備考）この用紙の大きさは、日本建築協会A4とすること。

様式第5の10（第9条の14）（契約者名印・蓋印、交付者名印・印を捺すもの）

□ 指定講習会実施報告書
年 月 日

基幹事業大臣 聞

件 照
名前及び代表者の氏名

■ 建設工事に付帯する講習会を各会員に開き、より利便を受けた旨を記載せよ。

1. 施設講習会実施の旨
2. 施設の名称
3. 施設の所在地

資料の 内 容	実 施 の 内 容
---------	-----------

（備考）この用紙の大きさは、日本建築協会A4とすること。

様式第5の11（第9条の16）（契約者名印・蓋印、交付者名印・印を捺すもの）

□ 指定講習会実施報告書
年 月 日

基幹事業大臣 聞

件 照
名前及び代表者の氏名

■ 建設工事に付帯する講習会を各会員に開き、より利便を受けた旨を記載せよ。

1. 施設講習会実施の旨
2. 施設の名称
3. 施設の所在地

（備考）この用紙の大きさは、日本建築協会A4とすること。

株式第5の12 (第9条の16)
（第9条の14）

株式第5の12 (第9条の16) (「甲の請求権」の事由、乙の請求権(ア)・乙の請求権(イ)の事由)	
定期賃貸借契約変更届出書	
年 月 日	
経営運営大臣 国	
件 照	
名前及び代表者の氏名	
定期賃貸借契約に記載するものと異なり、更地工事による変更を希望するので、定期賃貸借契約の内容を変更する旨の旨を提出する。	
1. 開始準備期間の有無	
2. 变更の内容	
契約の内容	
契約の内容	
4. 变更の理由	
(備考) この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

株式第5の13 (第9条の17)
（第9条の14）

株式第5の13 (第9条の17) (「甲の請求権」の事由、乙の請求権(ア)・乙の請求権(イ)の事由)	
定期賃貸借契約変更届出書	
年 月 日	
経営運営大臣 国	
件 照	
名前及び代代表者の氏名	
定期賃貸借契約に記載するものと異なり、更地工事による変更を希望するので、定期賃貸借契約の内容を変更する旨を提出します。	
契約の内容	
(備考) この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

株式第5の14 (第9条の18)
（第9条の14）

株式第5の14 (第9条の18) (「甲の請求権」の事由、乙の請求権(ア)・乙の請求権(イ)の事由)	
定期賃貸契約変更届出書	
年 月 日	
経営運営大臣 国	
件 照	
名前及び代代表者の氏名	
定期賃貸契約に記載するものと異なり、更地工事による変更を希望するので、定期賃貸契約の内容を変更する旨を提出します。	
(備考) この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

株式第5の15 (第9条の19)
（第9条の14）

株式第5の15 (第9条の19) (「甲の請求権」の事由、乙の請求権(ア)・乙の請求権(イ)の事由)	
定期賃貸契約変更届出書	
年 月 日	
経営運営大臣 国	
件 照	
名前及び代代表者の氏名	
定期賃貸契約に記載するものと異なり、更地工事による変更を希望するので、定期賃貸契約の内容を変更する旨を提出します。	
(備考) この用紙の大きさは、日本建築規格A4とすること。	

様式第6（第13条関係）（別紙第6-1・別紙第6-2・別紙第6-3・別紙第6-4）

用 件	年 月 日
名称及び代表者の氏名	
電気工事士会員第7会員登録の規定により次のとおり会員登録1種の権利を 受けたいで申します。	
会員登録料金を納付しようとする年月日	
説明用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。	

様式第7（第13条の2関係）（別紙第7-1・別紙第7-2・別紙第7-3・別紙第7-4）

用 件	年 月 日
名称及び代表者の氏名	
次のとおり会員登録料金を支拂い、電気工事士会員登録料金に係る 支拂いに限り提出します。	
支拂い内容	
支拂い年月日	
説明用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。	

様式第8（第13条の3関係）（別紙第8-1・別紙第8-2・別紙第8-3・別紙第8-4）

用 件	年 月 日
名称及び代表者の氏名	
電気工事士会員第7会員登録の規定により会員登録料金のとおり 会員登録料金に係る支拂いをせひたいので申します。	
説明用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。	

様式第9（第13条の3関係）（別紙第9-1・別紙第9-2・別紙第9-3・別紙第9-4）

用 件	年 月 日
名称及び代表者の氏名	
電気工事士会員第7会員登録の規定により会員登録料金のとおり 会員登録料金に係る支拂いをせひたいので申します。	
説明用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。	

様式第10（第13条の4関係）（略称規約・略称、平成新規約・平成新規約-1号規約
規約印・印合規約）

販賣者様件名（略称） 年 月 日
略称
略称及び販賣者の氏名
電気工事士法第37条の4の規定により販賣の上り事務計画（略称） の外に、（略称）の許可を受けています。
備考 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第11（第13条の5関係）（略称規約・略称、平成新規約・平成新規約-1号規約
規約印・印合規約）

事業計画及び販賣予算書様件名 年 月 日
略称
略称及び販賣者の氏名
電気工事士法第37条の4の規定により販賣の上り事務計画及び 支店の許可を受けたものとて申請します。
備考 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第12（第13条の5関係）（略称規約・略称、平成新規約・平成新規約-1号規約
規約印・印合規約）

事業計画（収支表）変更登記申請書 年 月 日
略称
略称及び販賣者の氏名
電気工事士法第37条の4の規定により販賣の上り事務計画（収支 表）の変更の許可を受けています。
備考 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第13（第13条の6関係）（略称規約・略称、平成新規約・平成新規約-1号規約
規約印・印合規約）

役員の議定又は無任職申請書 年 月 日
略称
略称及び販賣者の氏名
電気工事士法第37条の4の規定により販賣の上り事務の運営（顧客）の 監督を行つたので申請します。
備考 用紙の大きさは、日本規格A4とすること。

様式第14（第13条の8関係）（第13条の8関係）（第13条の8関係）

規格表二事士試験に係る試験員の名（実家）	年月日
規格表二事士試験に係る試験員の氏名	
参考用紙の大きさは、日本郵便規格とすること。	

様式第15（第13条の9関係）（第13条の9関係）（第13条の9関係）

規格表二事士試験に係る試験員の名（実家）	年月日
規格表二事士試験に係る試験員の氏名	
参考用紙の大きさは、日本郵便規格とすること。	

様式第16（第13条の10関係）（第13条の10関係）（第13条の10関係）

規格表二事士試験に係る試験員の名（実家）	年月日
規格表二事士試験に係る試験員の氏名	
参考用紙の大きさは、日本郵便規格とすること。	